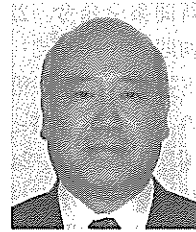


外国資本による日本領土蚕食と 国土安全保障



政策提言委員・防衛法学会理事長 高井 晋

1 日本国土と日本文化

日本人は、古来より姿の美しい山、巨大な樹木や岩石など自然の造形物を神と看做し、信仰の対象としてきた。自然と一体となる神観を有する日本人は、山林がもたらす豊かな水資源が水田を潤すことで稲作文化を継承し、河川や地下水が山林から海へ運んだ栄養分が沿岸の漁業資源を豊かにすることを経験上知っていた。日本文化の担い手の日本人は、虫の音を聞き分ける感性をもち、自然や他者に対する調和を心がける共存共栄を旨とし、世界史でも例を見ないほどの長期間にわたって豊かな森林と平和を享有してきた。

日本では統治者と被統治者の距離が近く、山紫水明の地で育んだ同じメンタリティーの日本人は、世界に冠たる独特の文化を育ててきた。ハンチントンが『文明の衝突』の中で記述した単一文明としての日本文明が、日本文化をもたらしたともいえる。鎖国政策の下で日本に入ってきた異国人や異国文化は、何時とはなく日本人の価値観や日本文化に同化したため、日本人はこれら侵入者に対して違和感を覚えなかった。

近年、外国資本による日本領土の蚕食が増加している。外国資本は、長期にわたる不景気の下で、地方の過疎化、山林と木材の価格暴落等を好機と捉え、豊かな自然が維持され治安が安定している日本の領土を投機対象としている。外国資本の領土蚕食は、単なる経済行為の場合とは別として、他国家の長期的戦略を背景としたものであれば、国土安全保障上、看過できない問題といえよう。

2 外国資本による日本領土の蚕食

外国資本による日本領土の蚕食は、20年ほど前から始まったといわれ、地方の過疎地、別荘

用リゾート地、ゴルフ場、森林などの価格が底値となった時期と重なっている。とりわけ木材の異常な低価格と山林経営者の高齢化は森林経営を困難にし、これが外国資本への山林譲渡に拍車をかけた。これら外国資本による森林購入は、ほとんどが日本人名義で行なわれており、その実態が明らかにされることは少ない。この事実、景観を維持し水資源を涵養してきた公共財ともいえる森林の健全な維持管理について、漠とした懸念を生じさせている。

国土利用計画法(2005年最終改正)に従うと、市街化区域と都市計画区域以外の1万㎡以上の土地の取引の場合、都道府県への届出が義務(第23条)となっているが、購入者の個別情報については公表されないのが一般的である。北海道議会で珍しく公表された森林売買の調査結果によると、2009年には7件約350haの外国資本の森林購入があったという。現在、北海道の約4万haの山林を約2200の外国資本が保有しているといわれるが、このうち購入者の資本割合が明らかにされた事例は半数にも満たない。

過疎地となった対馬は、今日、韓国人観光客を抜きにしては島の経済が成り立たない。韓国資本は、対馬の竹敷地区や厳原・美津島市街地等の土地を合わせ対馬全土で約5500坪を購入し、その約90%が島民や帰化日本人名義で購入されているといわれる。近年、港湾周辺の土地約3000坪が売買され、海上自衛隊対馬防備隊本部の隣接地に韓国資本100%のリゾートホテルが建設されたことから、この事実が安全保障上の問題として物議を醸した。

このほか富士山麓周辺等の風光明媚なリゾート地、北海道の牧場やスキー場、全国各地のゴルフ場などが外国資本によって蚕食されている。これら外国資本の日本領土蚕食は、国家意思と関係がないと思われるが、メンタリティー

が異なる所有者による異質な私権行使が警戒されているのである。

3 土地所有と私的財産権

日本の外国人土地法(1925年)に従うと、日本人による土地取得を禁止あるいは制限する国の国民に対しては、勅令(現在は政令)によって、日本における土地取得を禁止または制限できる(第1条)。しかしながら外国資本の土地取得は、この第1条の政令、すなわち相互主義に基づいて外国資本による国土取得を禁止または制限する政令が制定されていないため、日本人と同様に土地所有権が認められている。

農地の購入については農地法(2009年最終改正)によって利用制限が付され、かつ所有権移転の際に地域農業委員会の審査を経なければならぬ(第3条)。しかし農地以外の土地、たとえば森林や宅地などの所有権移転の場合は、農地法が適用されない。したがって、外国資本による農地以外の土地売買は、それが便宜名義人の名前であっても登記簿への登録で取引が成立してしまう。日本に非居住の外国人や外国資本が日本の領土を購入する場合、外国為替法(2009年最終改正)に基づき資本取引の許可が義務付けられている(第21条)が、ほとんどの土地取得の届出が日本人名義で行なわれているのが実態で、外国資本による領土取得は判明し難い。

日本の土地所有権の特徴は、所有者に対して極めて強い私権(私有財産権)が認められていることであり、この私権は、自己所有の土地の自由使用権はもとより最終処分権も含まれている。土地収用法(2010年最終改正)は、公共利益増進と私有財産との調整および国土の適正な利用の促進を目的(第1条)とした公権行使を規定しているが、同法は実質的に機能していない。したがって、仮に外国資本が山林等を専ら外国の便宜目的に使用したとしても、政府は公権を行使し難いと思われる。

高井 晋(たかいすすむ) 1943(昭和18)年、岡山県生まれ。1974年、青山学院大学大学院法学研究科博士課程終了。1976年、防衛庁(現防衛省)教官として防衛研究所入所。助手・研究室長・図書館長を経て2006年退官。この間1978年、ロンドン大学キングス・カレッジ大学院に留学し、「防衛学の法的側面」を研究。現在、本フォーラム政策提言委員・青山学院大学と大学院非常勤講師(国際法)・防衛法学会理事長・カナダのピアソンPKO教育センター在外研究員。主な著書に『ブラウンリー国際法学』(共訳)(成文堂)、『国連PKOと平和協力法』(真正書籍)、『国連と安全保障の国際法』(内外出版)など多数。

多発する住宅地やリゾート地における日照権、景観権、環境権を争う裁判は、私権の行使と周辺他者との調和をめぐる事例であり、管理放棄の山林に起因するスギ花粉発生の放置や道路事業その他の公共事業の工期の大幅な遅延などは、私権に対して公共福祉目的の公権行使が及び腰だったことから生じた例である。

4 領土蚕食に対する法的防衛措置

外国資本の土地所有について、原則禁止または制限する国と原則として自由な国がある。前者には中国や韓国があり、後者には英、米、仏等がある。日本の土地所有権は、諸外国と比較してきわめて強いが、たとえ外国資本による土地所有を認める国であっても、その土地所有権は、土地の利用権に近いものであり、公共の福祉目的の政府の公権に優越できないのである。

日本人による土地購入は自由であり、農地を除いて購入目的は問われない。外国資本による日本領土の取得は、日本人名義で登録される限り、日本人の場合と同様の条件である。外国資本の領土蚕食に関して、その購入が合法的であること、土地が外国へ持ち出せないことなどを理由に問題視しない政治家や有識者も多い。しかし諸国家の外国人に対する土地取得の制限や土地所有権は、日本のそれと異なることを理解しているとは思えない。

外国資本による基地周辺地の取得問題については、取得制限の場所を特定するため、外国人土地法第4条の政令を速やかに制定する必要がある。また外国資本土地所有者の私権に対して、相互主義に基づいた制限を付すべきであろう。このほか外国人土地法第1条の政令の制定、便宜的日本人名義の制限、50%に満たない山林の地籍調査の促進、公益的性格の森林の適正管理の義務化、河川法(2010年最終改正)改正による地下水への適用、或いは新たな地下河川法の制定など、国土安全保障の観点から党派の対立を超える法的防衛措置が期待される。